

## 乳児の骨折により一時保護を行った事例の経過について

### 兵庫県中央こども家庭センター対応

平成30年8月8日頃	対象児童が受傷
平成30年8月16日	兵庫県中央こども家庭センターが通告受理
8月17日	兵庫県中央こども家庭センターが対象児童を一時保護
9月18日	社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童相談部会に諮問
10月11日	<u>児童福祉法第28条申立て</u> （神戸家庭裁判所明石支部）
12月25日	第1回審問
平成31年2月5日	第2回審問
3月1日	<u>第3回審問</u>

### 明石こどもセンター対応

平成31年4月1日	明石こどもセンター開所
	兵庫県中央こども家庭センターからケース移管
4月5日	第4回審問
4月11日	<u>家庭裁判所調査官調査</u> 乳児院を訪問
令和元年6月3日	<u>調査官報告書受理</u>
8月9日	<u>申立て却下</u>
8月27日	即時抗告申立て
11月15日	抗告棄却の決定
11月18日	乳児院一時保護委託解除 家庭復帰

## 兵庫県虐待防止委員会（令和 3 年 2 月 2 日、5 月 25 日開催）

## 1 一時保護や家庭裁判所審理の長期化

## &lt; 本事案 &gt;

保護者との面接で、家庭内での生後 50 日の乳児のらせん骨折という重大な結果が起きた原因が明らかにならない状況で、複数の医師から意見聴取するなど調査による受傷機転の解明に努めたが、受傷機転は明らかにならない中、早期に家庭復帰を図れる状況に至らず、第三者機関である社会福祉審議会児童相談部会への諮問を経て、児童福祉法第 28 条の家事審判申立となった。申立から家裁の審判まで約 10 ヶ月を要したため、一時保護が長期化した。

## (1) 課題・論点

- ・ 保護者とこども家庭センターが関係を築けない中では、保護者からの聞き取り等は困難となる。
- ・ 家事審判となった場合、審問の回数が増えることで、一時保護が長期化。
- ・ 審問でこども家庭センターとして入所措置の主張を行いながら、保護者指導勧告制度を活用（上申）することは実務的には困難。

## (2) 委員会での主な意見

- ・ 一時保護の期間であっても、子どもの基本的な権利は守られる必要がある。
- ・ 審問が続く中で、困難ではあるが、保護者とどのように関係を築いていくかが課題。
- ・ 子どもの権利擁護と保護者の権利保障、それぞれの立場に配慮して、こども家庭センターとの間に第三者が関与するような調整の仕組みが必要ではないか。
- ・ 家庭裁判所での審理の状況により、こども家庭センターの方針をチェックするため、改めて児童相談部会に意見を求めることも必要ではないか。
- ・ 家庭裁判所での審理が長期に及ぶ場合、家庭裁判所による調整の仕組みが望まれる。

## (3) 今後の県の対応方策（案）

## 【子どもの権利擁護と調整の仕組みづくりの検討等】

- ・ 権利の主体である子どもの意見表明の機会や支援を行うため、こども家庭センター以外の者（弁護士）の関与によるアドボカシーの仕組みを検討。
- ・ 上記の仕組みにより、子どものアドボカシーや、保護者の申出により、子の意見を確認することで、子どもや保護者とこども家庭センター等との関係を調整。
- ・ 家庭裁判所の審理中であっても、必要に応じて第三者機関である児童相談部会に再度意見を求めることを検討。
- ・ 家庭裁判所における審理の長期化を回避するため、保護者指導勧告制度について、家庭裁判所が主体的に保護者と児童相談所の調整ができるよう国へ要望。

## 2 一時保護の決定等におけるアセスメント

### < 本事案 >

家庭内で起きた受傷機転不明の乳児の骨折という重大な結果を踏まえ、援助方針会議で、アセスメントシートも活用し、一時保護を決定。

#### (1) 課題・論点

- ・ 一時保護の適否については、アセスメントシートも活用し、組織的に判断しているが、現在、「児童虐待対応マニュアル」で提示している、国の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」や、令和2年9月から県で作成した「県・市町共通アセスメントシート」などが混用されており、統一が取られていない。

#### (2) 委員会での主な意見

- ・ 一時保護決定等におけるアセスメントと、家族支援に向けたアセスメントを分けて考え、状況に応じたアセスメントシートの使い分けが必要。
- ・ 「県・市町共通アセスメントシート」は、子どもと家族の置かれている状況や背景を的確に把握し、切れ目のない支援等を行うことを目的として県で作成したものであり、一時保護の適否等を判断する際に有効活用することにより適切なアセスメントが見込まれる。

#### (3) 今後の県の対応方策（案）

##### 【児童虐待対応マニュアルの改正】

- ・ 一時保護の決定に際しての受理会議、援助方針会議等で、国の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート」に加え、県で作成した「県・市町共通アセスメントシート」を段階に応じて適切に活用し、的確なアセスメントを実施。
- ・ 一時保護の決定時のみならず、日頃からケースの進捗状況によって適宜「県・市町共通アセスメントシート」を活用。

### 3 受傷機転不明なケースの家族支援のあり方

#### <本事実案>

保護者とこども家庭センターの関係が築けないまま、審判申立て・審理継続となったため、家族支援のプログラムの判断に至らなかった。

#### (1) 課題・論点

- ・ 県作成の「家族支援のガイドライン」では虐待を認めていること、施設入所を認めていることを前提とした記載となっている。
- ・ 子どもの安全・安心を守る視点から、受傷機転の有無、一時保護や施設入所に同意の有無等で保護者とこども家庭センターで関係が築けず、ケースの進行が停滞してしまうことがある。
- ・ 保護者とこども家庭センターが子どもの安全について共通認識を持っていないまま、家族支援を進めることは極めて困難。
- ・ 一方で、受傷機転が不明であっても、保護者・子どもとの面接、各種調査結果やその後の養育の支援体制などから総合的にアセスメントを行い、家庭引取等を判断していくケースもある。

#### (2) 委員会での主な意見

- ・ 受傷機転について、保護者の主張とこども家庭センターの見立てに相違があっても、受傷があったという事実の認識を共有していくことが大切。
- ・ 事実の共有を踏まえ、同じようなことが起こらないようにするためにはどうしていくのかについて、双方で認識を共有し、環境を整えていくことなどで、家庭復帰、家族支援を進めることが可能なケースもある。
- ・ 子どもの権利擁護の観点から、保護者との関係性を、こども家庭センターがどう築いて行くのが重要。

#### (3) 今後の県の対応方策(案)

##### 【家族支援のガイドラインの改正】

- ・ 現行の「家族支援のガイドライン」では、保護者が、虐待に関する事実を認めていることを前提とし、安全・安心な養育環境を作る意欲が認められること 関係機関職員との信頼関係が築けることが家族支援の原則と整理している。このため、受傷機転不明なケース等については、  
、  
などを中心に、子どもの立場から安全・安心な環境が見込まれる場合は、家族支援に向けた対応も可能なことが明確に分かるように「家族支援のガイドライン」の改正を行う。

#### 4 一時保護中の親子面会

##### <本事例>

援助方針会議で、面会については2週間に1回程度は必要と判断して実施していた。

##### (1) 課題・論点

- ・ 虐待を受けた子どもはトラウマ、PTSD になる率が高く、面会により再トラウマ等になることも考えられるため、ケースに応じた慎重な判断が必要。  
また、子どもの年齢や心的な状況によって、保護者の意向等の影響を受けやすいため、面会方法等については特段の配慮や工夫が必要。
- ・ 面会は原則こども家庭センター職員の同席にて行っている。本事例も月2回程度から開始しているが、面会の時期、頻度、時間等はケースバイケースであり、一律の対応は困難。

##### (2) 委員会での主な意見

- ・ 面会は、乳幼児、学齢期共に愛着の形成、家族関係の再統合の観点から、虐待等の課題に対する保護者支援が必要な場合であっても、一律に制限することなく、子どもの負担に配慮して、ケースに応じた柔軟な対応が必要。
- ・ 特に乳児の場合は、安全な環境を確保した上で、面会制限を緩和していくことが望ましい。
- ・ 幼児、学齢期は、愛着形成ができている子どもと、トラウマ・PTSD等の課題がある子どもがいるため、ケースに応じて判断する必要がある。
- ・ 親子面会を通じ、こども家庭センターが保護者をアセスメントすることも必要。

##### (3) 今後の県の対応方策(案)

###### 【児童虐待対応マニュアル等の改正】

- ・ 親子面会は子どもと保護者の愛着の形成、家族支援、アセスメントの観点から重要な機会である。特に乳児の場合は、愛着の形成時期として大切であり、一律に制限することなく、安全な環境を確保した上で、ケースに応じて柔軟に面会の機会を確保することが必要。
- ・ 幼児、学齢期は、各種調査や子ども・保護者面接、各種診断等を踏まえ、適切なアセスメントを実施の上、必要に応じた面会を実施(オンラインも活用)。

## 5 外傷事例におけるデータの状況

### (1) 課題・論点

- ・ 外傷事例において、写真等のデータは各ケースファイルにそれぞれ保管しているが、そうしたデータの蓄積はない。

### (2) 委員会での主な意見

- ・ 現状として、医師の診断に際して、参考となるべき外傷事例のデータの蓄積がない。
- ・ 虐待事例だけでなく、本来は全ての外傷事例を収集して、データベース化していく必要がある。
- ・ 外傷事例をデータベース化することで、リスクアセスメントの精度を高められるのではないか。

### (3) 今後の県の対応方策(案)

- ・ 外傷のある重症事例のデータベース化について、医療関係者等とも連携し検討(データを収集する項目等について検討)

## 6 行政不服申立の教示等

### < 本事案 >

一時保護決定通知書の記載により教示。

#### (1) 課題・論点

- ・ 行政不服申立の教示は、一時保護決定通知書に記載しているが、口頭説明が十分ではない場合がある。
- ・ 一時保護決定通知書の交付が保護当日に間に合わず、事後に交付される場合がある。

#### (2) 委員会での主な意見

- ・ 一時保護決定通知書の記載による教示だけでなく、一時保護に至った経緯や今後の見通しなどの手続きとあわせた説明の丁寧さが大事。

#### (3) 今後の県の対応方策(案)

##### 【児童虐待対応マニュアルの改正】

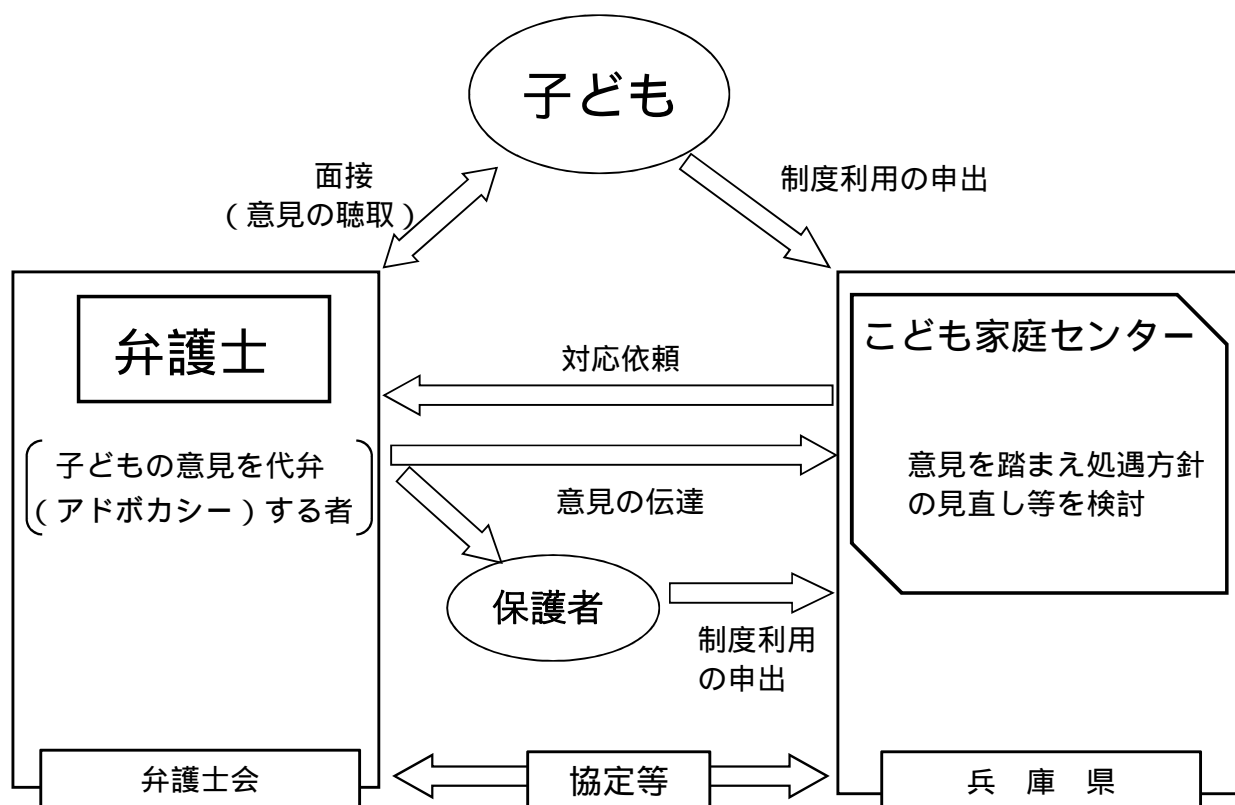
- ・ 一時保護の事実を保護者に告知する際、可能な限り一時保護決定通知書を交付することや、やむなく口頭で行う場合でも、一時保護に至った経緯や審査請求制度の説明、今後の見通し等について、できる限り丁寧に説明。
- ・ 子どもや保護者の権利擁護の観点から、アドボカシーの仕組みや行政不服申立て等の救済手続等について記載したリーフレットを作成。

## 子どもの権利擁護と調整の仕組み（案）

### [ 目的 ]

- ・ 子どもの権利擁護
- ・ 子どもの意見表明権の保障

### [ 仕組み（イメージ） ]



意見の伝達内容については、子どもの意向に配慮

#### [ 活用が想定される場面 ]

一時保護中の児童

- (1) 児童から求めがあった場合
- (2) 保護者が児童の処遇に疑問を持っているような場合
- (3) 一時保護が長期化した場合 など

施設入所・里親委託中の児童

- ・ 上記(1)(2)のほか被措置児童虐待の発生時 など